

報告第12号

公益社団法人杉並区成年後見センターの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、  
公益社団法人杉並区成年後見センターの経営状況を別冊のとおり提出する。

令和5年5月31日

提出者 杉並区長 岸本 聡子



令和4年度

事 業 報 告 書

計算書類及び附属明細書並びに財産目録

監 査 報 告 書

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

公益社団法人杉並区成年後見センター



令和4年度

事業報告書

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

公益社団法人杉並区成年後見センター



# 令和4年度 事業報告書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

公益社団法人 杉並区成年後見センター

## はじめに

当センターは成年後見制度推進機関として、これまでの事業実績を踏まえつつ、より一層の成年後見制度の利用促進を図るため、以下の基本方針のもと事業を遂行した。

### 【基本方針】

- (方針1) 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の養成と育成・活用、法人後見の充実等を図る。
- (方針2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として、関係機関との連携体制を強化し、成年後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報開示を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

今年度は、令和3年度の区民後見人等養成研修を修了した新たな登録者を含め、区民後見人等候補者名簿登録者を対象に「フォローアップ研修」を実施した。後見人選任までの待機期間中には、法人後見支援員や制度等の周知・広報を行う事業支援員など、多様な活動の場を提供した。

また、法律・福祉の専門職による相談事業を引き続き活用しながら、より専門的な相談と手続き支援を行った。7月には杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催し、専門職団体や相談機関・福祉関係団体と「利用者の意思決定支援」をテーマに意見交換と情報共有を行い、引き続き地域連携ネットワークの強化を図った。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策に十分に留意しながら、打合せや会議等をリモートで実施するなどの工夫を講じた。

## 各事業の取組状況

### 1 円滑な法人運営体制の確立

運営体制	審議事項、報告事項
社員総会	<p>○ 臨時社員総会 令和4年4月1日（金）午前9時から [決議事項] 議案第1号 理事の選任について</p> <p>○ 定時社員総会 令和4年5月10日（火）午前9時から [報告事項] 令和3年度事業報告について [決議事項] 議案第2号 令和3年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録の承認並びに監査報告について 議案第3号 理事及び監事の選任について</p>
理事会	<p>○ 第1回 令和4年4月25日（月）午後6時から [決議事項] 議案第1号 令和3年度事業報告及び決算の承認並びに監査報告について 議案第2号 令和3年度事業報告等に係る提出書類の承認について 議案第3号 理事及び監事の選任と社員総会への付議について 議案第4号 定時社員総会の開催について</p> <p>※ 令和4年11月4日に理事会を予定していたが、中止した。</p>

理事会	<p>○ 第2回 令和5年3月24日（金）午後6時から</p> <p>[決議事項]</p> <p>議案第5号 令和5年度事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについての承認について</p> <p>議案第6号 専門委員の選任について</p> <p>議案第7号 苦情解決委員の選任について</p> <p>議案第8号 理事及び監事の選任と社員総会への付議について</p> <p>議案第9号 臨時社員総会の開催について</p>
-----	---

<p>運営委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1回 令和4年4月8日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 8件  後見監督事務審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督 130号 初回報告について</li> <li>・ 監督 109号 定期報告について</li> <li>・ 監督 124号 定期報告について</li> <li>・ 監督 125号 定期報告について</li> </ul> </li>   <li>○ 第2回 令和4年5月13日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 6件  後見監督事務審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督 129号 定期報告について</li> <li>・ 監督 130号 初回報告について</li> </ul> その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度事業報告、令和4年度事業計画について</li> </ul> </li>   <li>○ 第3回 令和4年6月10日（金） 午後1時30分から  議事 事例審議 6件  法人後見事務審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人後見5号 定期報告について</li> </ul> 後見監督事務審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督 120号 定期報告について</li> </ul> </li>   <li>○ 第4回 令和4年7月8日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 1件</li>   <li>○ 第5回 令和4年8月5日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 3件  後見監督事務審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督 131号に対する後見終了後の対応案について</li> <li>・ 監督 131号 終了報告について</li> </ul> その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度成年後見制度利用促進協議会の報告について</li> <li>・ 杉並区成年後見制度利用促進計画について</li> </ul> </li>   <li>○ 第6回 令和4年9月9日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 2件  後見監督事務審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督 134号 初回報告について</li> </ul> </li> </ul>
--------------	---

<p>運営委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督 135 号 初回報告について</li> <li>・ 監督 116 号 定期報告について</li> </ul> <p>○ 第 7 回 令和 4 年 10 月 14 日（金）午後 1 時 30 分から 議事 事例審議 2 件</p> <p>○ 第 8 回 令和 4 年 11 月 11 日（金）午後 1 時 30 分から 議事 事例審議 3 件 後見監督事務審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督 120 号に対する後見終了後の対応策について</li> <li>・ 監督 120 号 終了報告について</li> <li>・ 監督 133 号 定期報告について</li> </ul> <p>○ 第 9 回 令和 4 年 12 月 9 日（金）午後 1 時 30 分から 議事 事例審議 2 件 後見監督事務審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督 118 号 定期報告について</li> <li>・ 監督 122 号 定期報告について</li> <li>・ 監督 127 号 定期報告について</li> </ul> <p>○ 第 10 回 令和 5 年 1 月 13 日（金）午後 1 時 30 分から 議事 事例審議 2 件 後見監督事務審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督 135 号に対する後見終了後の対応策について</li> <li>・ 監督 135 号 終了報告について</li> <li>・ 監督 112 号 定期報告について</li> <li>・ 監督 128 号 定期報告について</li> </ul> <p>○ 第 11 回 令和 5 年 2 月 10 日（金）午後 1 時 30 分から 議事 事例審議 4 件</p> <p>○ 第 12 回 令和 5 年 3 月 10 日（金）午後 1 時 30 分から 議事 事例審議 5 件 法人後見事務審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人後見 2 号 定期報告について</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5 年度 運営委員会開催日程（予定）について</li> </ul>
--------------	---

## 2 公益目的事業 成年後見制度利用推進事業

### 【成年後見制度の周知、普及及び啓発活動】

#### (1) 一般区民向け講演会

成年後見制度の活用による権利擁護を推進するため、一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図った。

事業項目	実施内容
講演会の実施	<p>○ 講演会「成年後見制度の利用について」</p> <p>日 時 令和5年3月6日(月) 午後2時～4時</p> <p>会 場 ウェルファーム杉並 3F 第1・2教室</p> <p>内 容 広く一般区民向けに、成年後見制度の概要や申立て手続きについて説明し、どのような場合に制度が有効に利用できるのか、具体例を交えて伝える。</p> <p>講 師 杉並区成年後見センター職員</p> <p>参加者 16名 (定員30名)</p>

#### (2) 区民後見人等養成・支援事業

「成年後見制度利用促進法」において、地域共生社会の実現のための人材育成の一つとして、成年後見制度の担い手になりうる区民後見人の育成と受任後の支援が求められている。

令和3年度に実施した区民後見人等養成研修事業を修了し、今年度新たに登録した9名を含む区民後見人等候補者名簿登録者を対象に「フォローアップ研修」を実施した。また、後見人選任までの待機期間中には、法人後見支援員や制度等の周知・広報を行う事業支援員など、多様な活動の場を提供した。

事業項目	実施内容
区民後見人等養成研修	※次回は令和6年度に実施予定
区民後見人等の育成・支援	<p>○ 登録更新に必要な研修の実施</p> <p>・第1回 フォローアップ研修</p> <p>日 時 令和4年9月17日(土) 午後2時～4時</p> <p>内 容 「意思決定支援について」</p> <p>講 師 東京社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ東京認定社会福祉士 星野 美子 氏</p> <p>出席者 29名</p> <p>・第2回 フォローアップ研修</p> <p>日 時 令和5年1月22日(土) 午後2時～4時</p>

区民後見人等の 育成・支援	<p>内 容 「後見人就任後の実務について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民後見人就任～1年目の定期報告まで</li> <li>・本人の危篤状態から死亡事務までの流れ</li> </ul> <p>講 師 杉並区成年後見センター 非常勤専門職員（弁護士） 職員（相談員） 2名</p> <p>出席者 26名</p> <p>○ 区民後見人等の活用と支援</p> <p>区民後見人登録者 30名（令和5年3月31日現在） （登録者30名の内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都社会貢献型後見人養成講習会修了者 1名</li> <li>・区民後見人養成研修修了者 29名 （平成21年度修了者2名、平成24年度修了者2名、 平成27年度修了者4名、平成30年度修了者12名 令和3年度修了者9名）</li> </ul> <p>・区民後見人等候補者紹介の状況（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="523 1048 1347 1227"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和4年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> </tr> <tr> <th>推薦件数</th> <th>推薦後の 選任件数</th> <th>推薦件数</th> <th>推薦後の 選任件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>・区民後見人受任状況</p> <p>当初受任件数 : 14件（前年度から継続の件数） 新規受任件数 : 2件 合計受任件数 : 16件 終了件数 : 3件（本人死亡による） 令和5年3月31日現在の受任件数 : 13件</p> <p>・区民後見人登録者のうち未受任者数 : 18名</p> <p>・その他の活動状況（令和4年度中）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人後見支援員 2名</li> <li>事務支援員 2名</li> <li>事業支援員 5名</li> <li>地域福祉権利擁護事業生活支援員 8名</li> </ul>	令和4年度		令和3年度		推薦件数	推薦後の 選任件数	推薦件数	推薦後の 選任件数	2	2	2	2
令和4年度		令和3年度											
推薦件数	推薦後の 選任件数	推薦件数	推薦後の 選任件数										
2	2	2	2										

### (3) 周知活動

パンフレットやホームページを通じて、成年後見制度や当センターの周知及び広報を行った。

区庁舎ロビーにおいて、成年後見制度のパネル展示と制度概要の個別説明等によって周知活動を実施した。また、障害者週間事業に参加し、ロビー展示とパンフレットの配置を行った。

地域団体等が主催する説明会や研修会への講師の派遣依頼については、積極的に応じて制度説明を行った。

年度末には新型コロナウイルス感染者数に減少が見られたことから、一般区民に向けた制度の説明会を実施した。 ※(1)一般区民向け講演会 参照

事業項目	実施内容										
パンフレットの配布	<p>○ パンフレット等の作成と関係機関への配布</p> <p>地域包括支援センター(ケア 24)や障害者地域相談支援センター(すまいる)等の区内関係機関へパンフレット等の配布・配置を行い、成年後見制度と当センターのより一層の周知及び広報を行った。配布にあたっては従来のパンフレットに加え、制度利用者ご本人向けに読みやすくした説明用リーフレット及び点訳版パンフレットの配布を行った。</p> <p style="text-align: center;">配布か所(区内) 92 か所      配布総数 2,075 部</p>										
周知活動	<p>○ パネル展示やパンフレットの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区庁舎ロビーにおける成年後見制度のパネル展示 令和4年6月16日(木)、17日(金)の2日間</li> <li>・ 障害者週間事業におけるロビー展示・パンフレット配置 令和4年11月28日(月)～12月2日(金)</li> </ul>										
説明会・研修会等への対応	<p>○ 関係機関等からの要請に応じ、区民や関係機関職員を対象にした成年後見制度についての研修会に職員を派遣し、説明を行った。</p> <p style="text-align: center;">(一般区民対象3回、関係機関対象4回)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>月 日</th> <th>内 容 等</th> <th>主 催・対 象</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">R4.6.4</td> <td>税理士による成年後見制度講演会と出張相談会</td> <td>東京税理士会 杉並・荻窪支部共催 一般区民</td> <td style="text-align: center;">39</td> </tr> </tbody> </table>	回	月 日	内 容 等	主 催・対 象	参加者数	1	R4.6.4	税理士による成年後見制度講演会と出張相談会	東京税理士会 杉並・荻窪支部共催 一般区民	39
回	月 日	内 容 等	主 催・対 象	参加者数							
1	R4.6.4	税理士による成年後見制度講演会と出張相談会	東京税理士会 杉並・荻窪支部共催 一般区民	39							

	2	R4. 6. 9	新任職員向け権利擁護 研修会	杉並区主催 ケア 24・居宅介護 支援事業所の新任 職員	32
	3	R4. 7. 27	第 1 回テーマ別研修「権 利擁護支援の理解促進 に向けた広報・周知につ いて」	東社協 成年後見制度推進 機関	103
	4	R4. 8. 25	家族介護教室～人生二 度目の義務教育⑤～「成 年後見制度はいつ使 う？」	ケア 24 高井戸主催 一般区民	15
	5	R4. 11. 25	家族介護教室「成年後見 制度はいつ使う？どう 使う？」	ケア 24 上井草主催 一般区民	12
	6	R5. 1. 26	「利用者の暮らしと地 域を支える杉並区の社 会資源の活用と実際」	杉並区ケアマネジ ャー協議会 区内の介護支援専 門員、ケア 24 職員	77
	7	R5. 2. 17	ケア 24 南ブロック社会 福祉士連絡会「成年後見 制度について」	ケア 24 南ブロック 社会福祉士	9

## 【成年後見制度に関する相談及び利用支援】

### (4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害のある区民とその家族から寄せられた権利擁護や成年後見制度に関する相談に、電話・来所・訪問により対応した。相談業務においては、制度の概要説明に加え、成年後見の申立てに必要な書類を常備し、申立てに関する手続きの説明を行った。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な事案においては、相談者の主訴を把握し、成年後見制度が本人にとって必要であるかどうかを判断した上で、本人との面談を行い関係機関や親族との連携や調整を経て、申立て書類の確認、第三者後見人等候補者の紹介などの継続的な申立て手続き支援を実施した。また、後見人等就任後の支援として、既に成年後見人等を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談対応や必要な支援、成年被後見人やその家族からの相談に対応した。

さらに、成年後見制度利用開始前及び開始後における区民からの相談体制を拡充するため、弁護士、司法書士、社会福祉士による「成年後見制度専門相談」を実施した。

事業項目	実施内容																																																												
相談事業の実施	<p>○ 成年後見制度等の利用や権利擁護に関する相談に電話、来所、訪問で対応した。</p> <p>相談件数は、前年度と比較して2%の減少ではほぼ横ばい、新規相談の実数は1割減であった。令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いたことが影響したものと考えられる。</p> <p>対象者別の相談件数比率は、認知症が53%、精神障害15%、知的障害8%、脳機能障害8%、高齢者9%、身体障害3%となっている。</p> <p>主な相談者の相談件数比率は、本人、親族からの相談が25%（内訳は本人8%、親・子・配偶者9%、その他の親族8%）、関係機関からの相談は55%、後見受任者14%となっている。</p> <p>[月別相談件数]（単位:件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>282</td> <td>295</td> <td>300</td> <td>310</td> <td>313</td> <td>280</td> </tr> <tr> <th>月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>307</td> <td>289</td> <td>295</td> <td>267</td> <td>323</td> <td>332</td> <td>3,593</td> </tr> </tbody> </table> <p>[月別新規相談者数]（単位:人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談者数</td> <td>38</td> <td>47</td> <td>41</td> <td>38</td> <td>51</td> <td>41</td> </tr> <tr> <th>月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>相談者数</td> <td>41</td> <td>40</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>43</td> <td>43</td> <td>493</td> </tr> </tbody> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	相談件数	282	295	300	310	313	280	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	相談件数	307	289	295	267	323	332	3,593	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	相談者数	38	47	41	38	51	41	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	相談者数	41	40	35	35	43	43	493
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																							
相談件数	282	295	300	310	313	280																																																							
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																																						
相談件数	307	289	295	267	323	332	3,593																																																						
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																							
相談者数	38	47	41	38	51	41																																																							
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																																						
相談者数	41	40	35	35	43	43	493																																																						

相談事業  
の実施

[相談方法別相談件数]  
(単位:件)

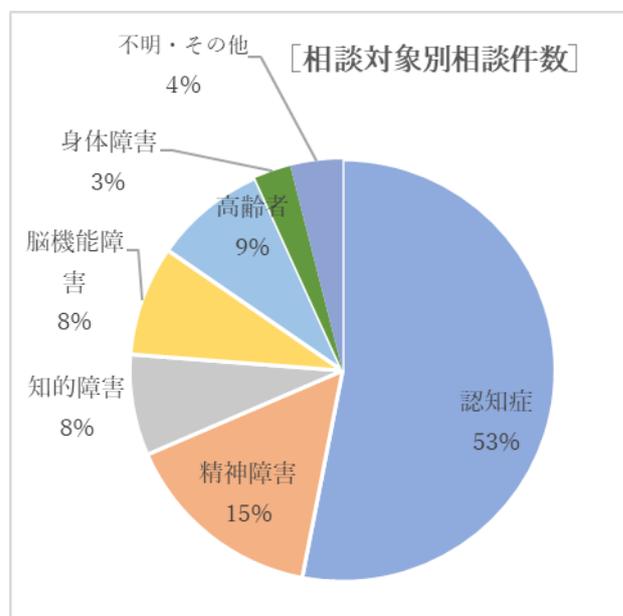
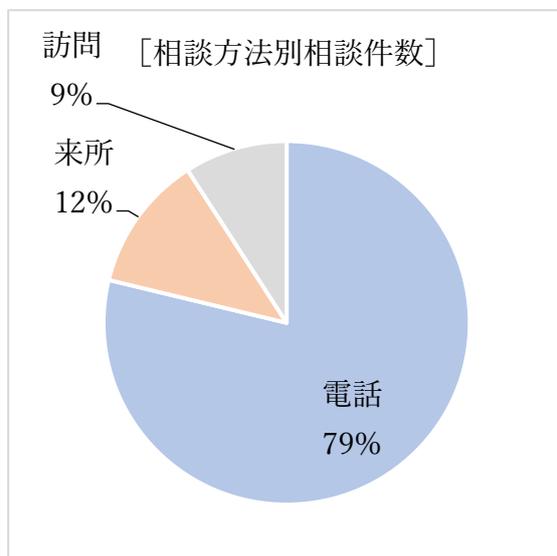
	4年度	3年度
電話	2,831	2,876
来所	435	427
訪問	327	365
計	3,593	3,668

[相談方法別新規相談者数]  
(単位:人)

	4年度	3年度
電話	411	470
来所	81	86
訪問	1	4
計	493	560

[相談対象別相談件数]

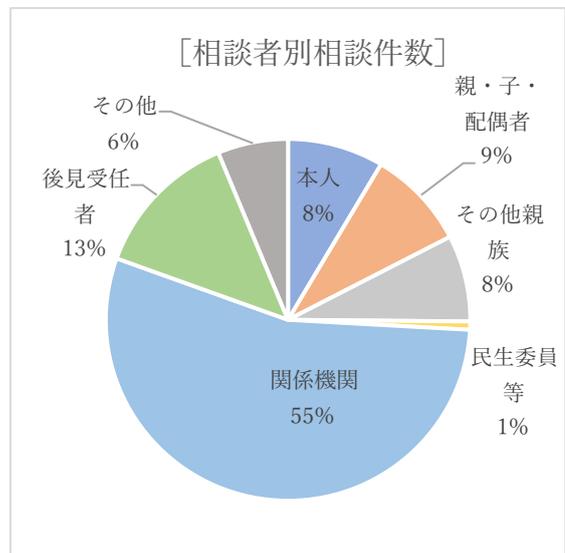
	相談件数 (件)	実人数 (人)
認知症	1,906	320
精神障害	555	67
知的障害	278	50
脳機能障害	303	42
高齢者	309	105
身体障害	100	11
不明・その他	142	38
計	3,593	633



相談事業  
の実施

[相談者別相談件数] (単位：件)

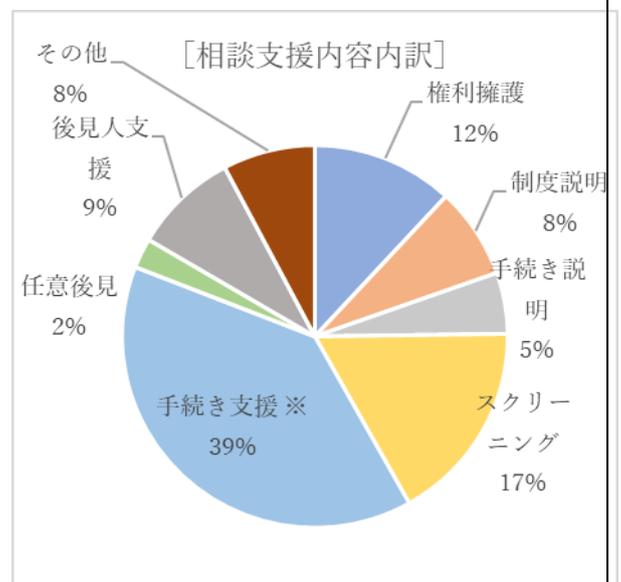
	4年度	3年度
本人	395	295
親・子・ 配偶者	411	554
その他親族	358	362
民生委員等	34	35
関係機関	2,529	2,400
後見受任者	613	635
その他	289	293
計	4,629	4,574



※複数人で相談があった場合  
(例：家族とケアマネが来所)は、  
それぞれにカウントしている。

[相談支援内容内訳] (単位：件)

	4年度	3年度
権利擁護	522	492
法定 後見 制度説明	338	407
手続き説明	227	273
スクリーニング	749	676
手続き支援 ※1	1,713	1,898
任意後見	111	81
後見人支援	386	317
その他	340	272
計 ※2	4,386	4,416



※1 次の事業項目「申立て手続き支援の実施」において再掲

※2 複数の内容の相談があった場合は、それぞれにカウントしている。

相談事業 の実施	<p>○ 弁護士、司法書士、社会福祉士による成年後見制度専門相談を実施した。        実施日 毎月第1～第4火曜日、第1～第4木曜日（祝日は除く）        ①午後1時30分 ②午後3時 （各日2枠で相談対応）</p>																																
	<p>[月別専門相談件数] （単位：件）</p>																																
	<table border="1"> <tr> <td>月</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>144</td> </tr> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		件数	15	11	15	14	11	14		月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	件数	12	10	8	8	13	13	144
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																											
件数	15	11	15	14	11	14																											
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																										
件数	12	10	8	8	13	13	144																										
申立て手 続き支援 の実施	<p>○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、継続的な相談対応や書類作成等の支援を実施した。（単位：件）</p>																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支援の内容</th> <th>4年度</th> <th>3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>継続相談（複数回の相談対応）</td> <td>1,594</td> <td>1,753</td> </tr> <tr> <td>書類作成支援</td> <td>59</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>家裁・鑑定医等への同行・調査立会</td> <td>17</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>43</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,713</td> <td>1,898</td> </tr> </tbody> </table>	支援の内容	4年度	3年度	継続相談（複数回の相談対応）	1,594	1,753	書類作成支援	59	65	家裁・鑑定医等への同行・調査立会	17	23	その他	43	57	合計	1,713	1,898														
支援の内容	4年度	3年度																															
継続相談（複数回の相談対応）	1,594	1,753																															
書類作成支援	59	65																															
家裁・鑑定医等への同行・調査立会	17	23																															
その他	43	57																															
合計	1,713	1,898																															
	<p>※ 対象期間における新規の支援対象者人数</p>																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4年度</th> <th>3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援対象者人数</td> <td>134人</td> <td>126人</td> </tr> </tbody> </table>		4年度	3年度	支援対象者人数	134人	126人																										
	4年度	3年度																															
支援対象者人数	134人	126人																															

申立て手  
続き支援  
の実施

○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、第三者後見人等候補者の紹介等を実施した。（区民後見人を除く）

(単位：件)

項目	内訳	4年度					
		推薦件数※			推薦後の選任件数		
		①	②	③	①	②	③
第三者 後見人等候 補者紹介	弁護士	0	3	0	2	0	0
	司法書士	19	17	11	17	12	11
	社会福祉士	19	8	1	20	9	1
	税理士	1	0	0	1	0	0
	計	39	28	12	40	21	12
	合計	79			73		
鑑定医紹介		紹介件数			0		

(単位：件)

項目	内訳	3年度					
		推薦件数※			推薦後の選任件数		
		①	②	③	①	②	③
第三者 後見人等候 補者紹介	弁護士	1	1	0	1	1	0
	司法書士	20	16	23	19	11	19
	社会福祉士	26	9	1	20	5	1
	税理士	3	0	0	2	0	0
	計	50	26	24	42	17	20
	合計	100			79		
鑑定医紹介		紹介件数			0		

※ 第三者後見人等候補者紹介の推薦件数は、

- ①当年度開催の運営委員会の審議結果に基づく推薦件数
- ②専門委員への諮問に基づく推薦件数
- ③事務局及び関係行政機関との協議に基づく推薦件数

に分けて専門職種別に集計している。

推薦後の選任件数は、当該年度中に家庭裁判所の審判があり、後見人として選任された件数を専門職種別に集計している。

職員研修の実施	<p>区民等からの相談に対し、相談業務・申立て手続き支援業務においてよりの確かな対応ができるよう、また、公益社団法人としての運営管理の質の向上を目指して、内部研修、外部研修を通じセンター職員のレベルアップを図った。</p> <p>○内部研修</p> <table border="1" data-bbox="437 483 1449 1052"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 483 619 528">区分</th> <th data-bbox="625 483 1449 528">研修内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 533 619 1052">法律・財産管理等研修</td> <td data-bbox="625 533 1449 1052">           法律関係の職員等による法律・財産管理関係の研修を通年で実施した。            ①③ 不動産登記簿の見方、調べ方            日時：令和4年10月14日（金）・12月9日（金）            講師：杉並区成年後見センター非常勤専門職員（弁護士）            ② 被後見人宛の債権の支払い通知書への対応            日時：令和4年11月22日（火）            講師：杉並区成年後見センター非常勤専門職員（弁護士）            ④⑤ 成年後見実務の運用と諸問題            日時：令和5年2月20日（月）・3月28日（火）            講師：杉並区成年後見センター非常勤専門職員（弁護士）         </td> </tr> </tbody> </table> <p>○外部研修</p> <table border="1" data-bbox="437 1182 1449 1980"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 1182 960 1272">研修内容</th> <th data-bbox="967 1182 1353 1272">主催</th> <th data-bbox="1359 1182 1449 1272">参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 1276 960 1321">第1回利用者支援区市町村連絡会</td> <td data-bbox="967 1276 1353 1321">東京都福祉保健局</td> <td data-bbox="1359 1276 1449 1321">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1326 960 1415">第1回フォローアップ研修～成年後見制度の現状と課題</td> <td data-bbox="967 1326 1353 1415">東京都社会福祉協議会</td> <td data-bbox="1359 1326 1449 1415">8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1420 960 1545">市町村職員セミナー～第二期基本計画における区市町村・都道府県の役割・取組</td> <td data-bbox="967 1420 1353 1545">厚生労働省</td> <td data-bbox="1359 1420 1449 1545">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1550 960 1594">虐待対応従事者研修①</td> <td data-bbox="967 1550 1353 1594">杉並区</td> <td data-bbox="1359 1550 1449 1594">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1599 960 1644">虐待対応従事者研修②</td> <td data-bbox="967 1599 1353 1644">杉並区</td> <td data-bbox="1359 1599 1449 1644">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1648 960 1693">成年後見制度体制整備基礎研修</td> <td data-bbox="967 1648 1353 1693">厚生労働省</td> <td data-bbox="1359 1648 1449 1693">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1697 960 1787">第2回フォローアップ研修～意思決定支援</td> <td data-bbox="967 1697 1353 1787">東京都社会福祉協議会</td> <td data-bbox="1359 1697 1449 1787">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1792 960 1881">第3回フォローアップ研修～身元保証問題と権利擁護</td> <td data-bbox="967 1792 1353 1881">東京都社会福祉協議会</td> <td data-bbox="1359 1792 1449 1881">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1886 960 1975">第3回テーマ別研修～地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携について</td> <td data-bbox="967 1886 1353 1975">東京都社会福祉協議会</td> <td data-bbox="1359 1886 1449 1975">2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	研修内容等	法律・財産管理等研修	法律関係の職員等による法律・財産管理関係の研修を通年で実施した。 ①③ 不動産登記簿の見方、調べ方 日時：令和4年10月14日（金）・12月9日（金） 講師：杉並区成年後見センター非常勤専門職員（弁護士） ② 被後見人宛の債権の支払い通知書への対応 日時：令和4年11月22日（火） 講師：杉並区成年後見センター非常勤専門職員（弁護士） ④⑤ 成年後見実務の運用と諸問題 日時：令和5年2月20日（月）・3月28日（火） 講師：杉並区成年後見センター非常勤専門職員（弁護士）	研修内容	主催	参加人数	第1回利用者支援区市町村連絡会	東京都福祉保健局	1	第1回フォローアップ研修～成年後見制度の現状と課題	東京都社会福祉協議会	8	市町村職員セミナー～第二期基本計画における区市町村・都道府県の役割・取組	厚生労働省	2	虐待対応従事者研修①	杉並区	3	虐待対応従事者研修②	杉並区	1	成年後見制度体制整備基礎研修	厚生労働省	2	第2回フォローアップ研修～意思決定支援	東京都社会福祉協議会	2	第3回フォローアップ研修～身元保証問題と権利擁護	東京都社会福祉協議会	1	第3回テーマ別研修～地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携について	東京都社会福祉協議会	2
区分	研修内容等																																		
法律・財産管理等研修	法律関係の職員等による法律・財産管理関係の研修を通年で実施した。 ①③ 不動産登記簿の見方、調べ方 日時：令和4年10月14日（金）・12月9日（金） 講師：杉並区成年後見センター非常勤専門職員（弁護士） ② 被後見人宛の債権の支払い通知書への対応 日時：令和4年11月22日（火） 講師：杉並区成年後見センター非常勤専門職員（弁護士） ④⑤ 成年後見実務の運用と諸問題 日時：令和5年2月20日（月）・3月28日（火） 講師：杉並区成年後見センター非常勤専門職員（弁護士）																																		
研修内容	主催	参加人数																																	
第1回利用者支援区市町村連絡会	東京都福祉保健局	1																																	
第1回フォローアップ研修～成年後見制度の現状と課題	東京都社会福祉協議会	8																																	
市町村職員セミナー～第二期基本計画における区市町村・都道府県の役割・取組	厚生労働省	2																																	
虐待対応従事者研修①	杉並区	3																																	
虐待対応従事者研修②	杉並区	1																																	
成年後見制度体制整備基礎研修	厚生労働省	2																																	
第2回フォローアップ研修～意思決定支援	東京都社会福祉協議会	2																																	
第3回フォローアップ研修～身元保証問題と権利擁護	東京都社会福祉協議会	1																																	
第3回テーマ別研修～地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携について	東京都社会福祉協議会	2																																	

#### (5) 申立て費用助成、後見報酬助成事業

所得や資産が少ないために、成年後見制度の利用が困難な者への支援として、申立て費用助成事業及び後見報酬助成事業を実施した。

事業項目	実施内容		
申立て費用・ 後見報酬助成	(単位:件)		
	区分	4年度	3年度
	申立て費用助成	0	0
後見報酬助成	9	6	

#### 【後見人サポート及び関係機関との連携強化】

#### (6) 親族後見人勉強会

家庭裁判所の最新動向を含めた後見事務に関する親族後見人の知識向上と、親族後見人の悩みや情報の共有を目的として、親族後見人対象の勉強会を開催した。

事業項目	実施内容
親族後見人 勉強会	親族後見人を対象とした勉強会を開催するとともに、親族後見人からの個々の相談内容に対し、個別対応を行った。 ○「親族後見人のための勉強会」 日 時 令和5年1月25日(水)午後2時から4時 内 容 「東京家庭裁判所の最新の動向と後見事務について」 講 師 杉並区成年後見センター非常勤専門職員(弁護士) 参加者数 10名 (全登録者 29件) ○参加者間での情報共有

## (7) 関係機関との連携強化のための事業

成年後見制度の利用が検討される高齢者や障害者に係るケースカンファレンスや、高齢者の相談機関である地域包括支援センター(ケア 24)が行う地域ケア会議に、当センターの職員が積極的に参加し、実務者レベルでの連携強化を図った。また、杉並区社会福祉協議会(地域福祉権利擁護事業担当)との業務連絡会を毎月開催し、個別ケースについての課題共有を図り、両制度の迅速かつ適切な利用の推進に努めた。

さらに、成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能と役割を果たすべく、区内の関係機関との連携の強化や、成年後見制度の利用を円滑に進めるための杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催した。

事業項目	実施内容
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="491 750 1364 918">○ 関係機関とのケースカンファレンス (地域包括支援センター(ケア 24)が主催する地域ケア会議等を含む) 参加回数 44回</li> <li data-bbox="491 963 1364 1086">○ 杉並区社会福祉協議会(地域福祉権利擁護事業担当)との定期業務連絡会 開催回数 12回(原則毎月開催)</li> <li data-bbox="491 1131 1364 1310">○ 東京都福祉保健局主催の連絡会 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="542 1176 1364 1220">・利用者支援区市町村連絡会 2回</li> <li data-bbox="542 1220 1364 1265">・東京都成年後見地域連携ネットワーク会議 1回</li> <li data-bbox="542 1265 1364 1310">・東京都成年後見制度推進機関連絡会 1回</li> </ul> </li> <li data-bbox="491 1355 1364 1444">○ 家事関係機関と東京家庭裁判所との連絡協議会 1回 (東京家庭裁判所主催)</li> <li data-bbox="491 1489 1364 1870">○ 杉並区成年後見制度利用促進協議会 日 時 令和4年7月13日(水) 午前10時~12時 出席者 参加19団体中 18名 関係行政機関 6名 内 容 テーマ「本人の意思決定支援を行う上での 課題解決にむけて」 令和3年度に協議会で共有した、「本人の意思決定支援を行う上での課題」の解決をめざして、意見交換を行った。 また、策定中の杉並区成年後見制度利用促進計画の骨子を説明した。</li> </ul>

## 【法人後見事務】

### (8) 法人後見事務

令和4年度の新たな受任案件はなかったため、令和4年度の受任件数は令和3年度から継続の2件となる。

事業項目	実施内容												
法人後見事務	○ 法人後見事務 令和4年度の受任件数 2件 <table border="1"><thead><tr><th>審判日</th><th>種別</th><th>類型</th><th>主な後見事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>H19.12.26</td><td>障害者 (精神・知的)</td><td>後見</td><td>財産の管理および生活費の支援 福祉サービス利用支援等 入院手続き及び退院前後の生活環境支援</td></tr><tr><td>H29.4.5</td><td>障害者 (知的)</td><td>後見</td><td>財産の管理 福祉サービス利用支援、他</td></tr></tbody></table>	審判日	種別	類型	主な後見事務	H19.12.26	障害者 (精神・知的)	後見	財産の管理および生活費の支援 福祉サービス利用支援等 入院手続き及び退院前後の生活環境支援	H29.4.5	障害者 (知的)	後見	財産の管理 福祉サービス利用支援、他
審判日	種別	類型	主な後見事務										
H19.12.26	障害者 (精神・知的)	後見	財産の管理および生活費の支援 福祉サービス利用支援等 入院手続き及び退院前後の生活環境支援										
H29.4.5	障害者 (知的)	後見	財産の管理 福祉サービス利用支援、他										

## 【委任契約による代理事務】

### (9) 委任契約による代理事務

移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について、法人の任意後見の受任に関する検討と併せて継続的に検討を行った。

## 【後見監督事務】

### (10) 後見監督事務

区民後見人受任事案に関しては、成年後見制度推進機関として当センターが後見監督事務を実施している。令和3年度から継続している14件に加え、当該年度は新たに2件の後見監督人受任の審判がおりたため、令和4年度の受任件数は16件となった。なお、成年被後見人等の死亡により3件が終了したため、令和5年3月末現在の後見監督人受任件数は13件となった。

事業項目	実施内容				
後見監督事務	○ 後見監督事務 令和4年度の受任件数 16件				
	審判日	種別	類型	備考	主な後見監督事務
	H27. 12. 18	高齢者 (認知症)	後見		①身上保護面を中心に、賃貸住宅の解約や相続手続き等についての区民後見人等への支援  ②定期報告及び終了事務の支援
	H28. 11. 1	高齢者 (認知症)	保佐		
	H30. 5. 9	高齢者 (認知症)	補助		
	H30. 8. 17	高齢者 (認知症)	後見		
	H31. 2. 24	高齢者 (認知症)	後見	令和4年9月死亡により終了。終了事務を行った。	
	R1. 9. 3	高齢者 (認知症)	後見		
	R1. 12. 16	障害者 (知的)	後見		
	R1. 12. 26	高齢者 (認知症)	後見		
	R2. 8. 18	高齢者 (認知症)	保佐		
	R2. 10. 12	高齢者 (認知症)	後見		
	R3. 1. 19	高齢者 (認知症)	補助		
	R3. 2. 9	高齢者 (認知症)	後見		
	R3. 3. 16	高齢者 (認知症)	後見	令和4年7月死亡により終了。終了事務を行った。	
	R3. 8. 11	高齢者 (認知症)	後見		
	R4. 6. 9	高齢者 (認知症)	後見		
R4. 7. 4	高齢者 (認知症)	保佐	令和4年12月死亡により終了。終了事務を行っている。		

## 【区長申立て事務支援】

### (11) 区長申立て事務支援

区民等が成年後見制度の利用に結びつかずに不利益を被ることがないように、杉並区の所管課及び関係する機関との連携・調整を行い、訪問同行や申立書の作成など、区長申立て事務の支援を行った。

事業項目	実施内容						
区長申立て事務支援	○ 杉並区との協定に基づき、区長申立て事務の支援を行った。 (単位:件) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>4年度</th><th>3年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>区長申立て事務支援</td><td>47</td><td>50</td></tr></tbody></table>		4年度	3年度	区長申立て事務支援	47	50
	4年度	3年度					
区長申立て事務支援	47	50					

## 3 法人管理業務

### 公益法人運営

法令及び定款に従い、理事会や社員総会の開催など法人の運営を適切に行った。

また、法定書類の作成・備置き・開示と定期書類の提出など、法人の情報開示を適切に行った。

今後も、定款及び諸規則等について、法人運営の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う予定である。

### 事業報告の附属明細書

令和4年度事業報告においては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年省令第28号)」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成していない。



令和4年度 第三者後見人候補者推薦審議対象者

資料 1

諮問		類型			申立人			性別		年齢	申立時の居所				障害種別				申立時 生保受給	推薦候補	相談の経路
回 (月)	諮問 No.	補助	保佐	後見	本人	親族	区長	男	女		施設	自宅	病院	他	認知 症	知的 障害	精神 障害	他			
第1回 (4月)	1		○				○		○	72	○				○					社会福祉士	病院
	2			○			○	○		87	○				○					司法書士	社協あんしんサポート
	3			○			○		○	86	○					○				司法書士	ケアマネジャー
	4			○			○		○	78	○						○			司法書士	区在宅医療・生活支援センター
	5			○			○		○	87	○				○					税理士	社協あんしんサポート
	6			○			○	○		74	○							○		司法書士	区高齢者在宅支援課
	7			○			○		○	91	○				○					区民後見人	社協あんしんサポート
	8			○			○	○		96	○					○				社会福祉士	地域包括支援センター
第2回 (5月)	9		○				○		○	86	○				○				司法書士	社協あんしんサポート	
	10			○			○		○	89	○				○				社会福祉士	地域包括支援センター	
	11			○			○	○		73	○				○				社会福祉士	地域包括支援センター	
	12		○				○	○		57				○	○				司法書士	ケアマネジャー	
	13			○			○		○	89	○				○			○	社会福祉士	区福祉事務所	
	14			○			○	○		77	○						○		社会福祉士	区在宅医療・生活支援センター	
第3回 (6月)	15			○			○		○	74	○				○				司法書士	ケアマネジャー	
	16			○			○		○	91	○			○					社会福祉士	社協あんしんサポート	
	17			○			○		○	89				○		○			社会福祉士	病院	
	18			○			○	○		93	○				○				司法書士	地域包括支援センター	
	19			○			○	○		80	○					○			社会福祉士	区在宅医療・生活支援センター	
	20			○			○	○		80	○					○			社会福祉士	社協あんしんサポート	
第4回 (7月)	21			○			○		○	97	○			○				○	社会福祉士	区福祉事務所	
第5回 (8月)	22			○			○	○		98	○						○		社会福祉士	区高齢者在宅支援課	
	23			○			○	○		87	○				○				司法書士	地域包括支援センター	
	24			○			○	○		82	○					○			社会福祉士	地域包括支援センター	
第6回 (9月)	25			○			○	○		79	○					○			司法書士	病院	
	26			○			○	○		64		○		○					社会福祉士	社協あんしんサポート	
計		0	3	23	0	0	26	14	12	-	23	1	0	2	9	9	8	0	2	弁護士 0 司法書士 10 社会福祉士 14 税理士 1 区民後見人 1	

令和4年度 第三者後見人候補者推薦審議対象者

資料 1

諮問		類型			申立人			性別		年齢	申立時の居所				障害種別				申立時 生保受給	推薦候補	相談の経路
回 (月)	諮問 No.	補助	保佐	後見	本人	親族	区長	男	女		施設	自宅	病院	他	認知症	知的障害	精神障害	他			
第7回 (10月)	27			○			○		○	83			○					○		社会福祉士	病院
	28			○			○	○		78		○			○					司法書士	ケアマネジャー
第8回 (11月)	29			○			○		○	80			○		○					司法書士	社協あんしんサポート
	30			○			○	○		58			○					○		司法書士	病院
第9回 (12月)	31			○			○	○		82			○		○					社会福祉士	病院
	32			○			○		○	91	○				○					司法書士	障害者地域相談支援センター
第10回 (1月)	33			○			○		○	72			○			○		○		社会福祉士	区福祉事務所
	34			○			○	○		81			○		○					司法書士	区在宅医療・生活支援センター
第11回 (2月)	35		○				○		○	92		○			○				○	社会福祉士	区福祉事務所
	36			○			○	○		54		○						○		司法書士	区在宅医療・生活支援センター
	37			○			○	○		84			○		○				○	区民後見人	区福祉事務所
	38		○				○		○	86			○		○					社会福祉士	地域包括支援センター
第12回 (3月)	39			○			○		○	90		○			○					司法書士	地域包括支援センター
	40			○			○		○	46				○				○		社会福祉士	区障害者施策課
	41			○			○	○		93		○			○					社会福祉士	地域包括支援センター
	42			○			○		○	80	○				○					弁護士	区在宅医療・生活支援センター
	43			○			○	○		65		○						○	○	司法書士	区福祉事務所
	44			○			○	○		79	○			○				○		司法書士	病院
計		0	2	16	0	0	18	9	9	-	3	6	8	1	12	0	1	5	5	弁護士 1 司法書士 9 社会福祉士 7 税理士 0 区民後見人 1	
年間計		0	5	39	0	0	44	23	21	-	26	7	8	3	21	9	9	5	7	弁護士 1 司法書士 19 社会福祉士 21 税理士 1 区民後見人 2	



計算書類及び附属明細書並びに財産目録

第 17 期

(令和4年度)

貸 借 対 照 表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

附 属 明 細 書

財 産 目 録

公益社団法人杉並区成年後見センター

杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階



## 貸借対照表

令和5年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金	8,622,819	9,469,491	△ 846,672
未収金	141,845	0	141,845
仮払金	0	1,370	△ 1,370
立替金	7,578	0	7,578
<b>流動資産合計</b>	<b>8,772,242</b>	<b>9,470,861</b>	<b>△ 698,619</b>
<b>資産合計</b>	<b>8,772,242</b>	<b>9,470,861</b>	<b>△ 698,619</b>
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
未払金	3,746,781	4,145,168	△ 398,387
未払費用	1,695,522	2,026,305	△ 330,783
預り金	329,939	299,388	30,551
<b>流動負債合計</b>	<b>5,772,242</b>	<b>6,470,861</b>	<b>△ 698,619</b>
<b>負債合計</b>	<b>5,772,242</b>	<b>6,470,861</b>	<b>△ 698,619</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1. 基金</b>	3,000,000	3,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
<b>2. 一般正味財産</b>			0
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
<b>正味財産合計</b>	<b>3,000,000</b>	<b>3,000,000</b>	<b>0</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>8,772,242</b>	<b>9,470,861</b>	<b>△ 698,619</b>

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>1. 経常増減の部</b>			
<b>(1) 経常収益</b>			
利用料収入	2,404,391	3,163,975	△ 759,584
受取利息	254	269	△ 15
負担金収入	35,507,767	35,470,423	37,344
受取寄附金	0	0	0
<b>経常収益計</b>	<b>37,912,412</b>	<b>38,634,667</b>	<b>△ 722,255</b>
<b>(2) 経常費用</b>			
<b>① 事業費</b>	<b>30,601,701</b>	<b>31,306,677</b>	<b>△ 704,976</b>
給料手当	17,841,378	17,954,742	△ 113,364
法定福利費	3,855,636	3,536,553	319,083
福利厚生費	106,780	80,557	26,223
その他の報酬	3,716,437	3,642,226	74,211
消耗品費	232,152	313,636	△ 81,484
事務用品費	65,079	88,853	△ 23,774
賃借料	838,656	1,863,960	△ 1,025,304
保険料	0	137,510	△ 137,510
修繕費	125,063	59,061	66,002
旅費交通費	59,714	85,446	△ 25,732
通信費	445,898	506,074	△ 60,176
支払手数料	154,387	143,062	11,325
広告宣伝費	220,000	402,600	△ 182,600
業務委託費	363,000	418,000	△ 55,000
研修費	0	0	0
分担金	441,321	357,767	83,554
助成費用	2,136,200	1,716,630	419,570
雑費	0	0	0
<b>② 管理費</b>	<b>7,310,711</b>	<b>7,327,990</b>	<b>△ 17,279</b>
役員報酬	907,000	981,000	△ 74,000
給料手当	3,117,133	3,126,908	△ 9,775
法定福利費	1,870,051	1,761,981	108,070
福利厚生費	28,871	22,126	6,745
その他の報酬	419,734	207,000	212,734
消耗品費	99,492	134,413	△ 34,921
事務用品費	27,890	27,711	179
通信費	132,272	162,027	△ 29,755
賃借料	117,864	414,072	△ 296,208
修繕費	141,599	124,312	17,287
業務委託費	49,500	82,500	△ 33,000
研修費	0	0	0
支払手数料	210,167	130,612	79,555
分担金	189,138	153,328	35,810
<b>経常費用計</b>	<b>37,912,412</b>	<b>38,634,667</b>	<b>△ 722,255</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>2. 経常外増減の部</b>			
<b>(1) 経常外収益</b>			
<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>(2) 経常外費用</b>			
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>一般正味財産期首残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>一般正味財産期末残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
<b>当期指定正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>指定正味財産期首残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>指定正味財産期末残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>III 基金増減の部</b>			
<b>当期基金増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>基金期首残高</b>	<b>3,000,000</b>	<b>3,000,000</b>	<b>0</b>
<b>基金期末残高</b>	<b>3,000,000</b>	<b>3,000,000</b>	<b>0</b>
<b>IV 正味財産期末残高</b>	<b>3,000,000</b>	<b>3,000,000</b>	<b>0</b>

正味財産増減計算書内訳表  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	成年後見制度利用推進事業			
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				
<b>1. 経常増減の部</b>				
<b>(1) 経常収益</b>				
利用料等収入	2,404,391	0	0	2,404,391
受取利息	254	0	0	254
負担金収入	35,507,767	7,310,711	0	42,818,478
<b>経常収益計</b>	<b>30,601,701</b>	<b>7,310,711</b>	<b>0</b>	<b>37,912,412</b>
<b>(2) 経常費用</b>				
<b>①事業費</b>	<b>30,601,701</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>30,601,701</b>
給料手当	17,841,378	0	0	17,841,378
法定福利費	3,855,636	0	0	3,855,636
福利厚生費	106,780	0	0	106,780
その他の報酬	3,716,437	0	0	3,716,437
消耗品費	232,152	0	0	232,152
事務用品費	65,079	0	0	65,079
賃借料	838,656	0	0	838,656
保険料	0	0	0	0
修繕費	125,063	0	0	125,063
旅費交通費	59,714	0	0	59,714
通信費	445,898	0	0	445,898
支払手数料	154,387	0	0	154,387
広告宣伝費	220,000	0	0	220,000
業務委託費	363,000	0	0	363,000
研修費	0	0	0	0
分担金	441,321	0	0	441,321
助成費用	2,136,200	0	0	2,136,200
雑費	0	0	0	0
<b>②管理費</b>	<b>0</b>	<b>7,310,711</b>	<b>0</b>	<b>7,310,711</b>
役員報酬	0	907,000	0	907,000
給料手当	0	3,117,133	0	3,117,133
法定福利費	0	1,870,051	0	1,870,051
福利厚生費	0	28,871	0	28,871
その他の報酬	0	419,734	0	419,734
消耗品費	0	99,492	0	99,492
事務用品費	0	27,890	0	27,890
通信費	0	132,272	0	132,272
賃借料	0	117,864	0	117,864
修繕費	0	141,599	0	141,599
業務委託費	0	49,500	0	49,500
研修費	0	0	0	0
支払手数料	0	210,167	0	210,167
分担金	0	189,138	0	189,138
<b>経常費用計</b>	<b>30,601,701</b>	<b>7,310,711</b>	<b>0</b>	<b>37,912,412</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>2. 経常外増減の部</b>				
<b>(1) 経常外収益</b>				
<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>(2) 経常外費用</b>				
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>一般正味財産期首残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>一般正味財産期末残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>II 指定正味財産増減の部</b>				
<b>当期指定正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>指定正味財産期首残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>指定正味財産期末残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>III 基金増減の部</b>				
<b>当期基金増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>基金期首残高</b>	<b>3,000,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3,000,000</b>
<b>基金期末残高</b>	<b>3,000,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3,000,000</b>
<b>IV 正味財産期末残高</b>	<b>3,000,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3,000,000</b>
<b>IV 正味財産期末残高</b>	<b>3,000,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3,000,000</b>

## 財務諸表に対する注記

### 1. 継続組織の前提に関する注記

該当なし。

### 2. 重要な会計方針

#### (1) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### (2) 消費税等の会計処理

税込処理によっている。

### 3. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
負担金	杉並区	0	24,479,841	24,479,841	0	
負担金	杉並区社会福祉協議会	0	11,027,926	11,027,926	0	

### 4. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

### 5. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属性	法人等の名称	住所	資産総額 (単位：円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (単位：円)	科目	期末残高 (単位：円)
						役員の 兼務等	事業上 の関係				
支配 法人	杉並区	杉並区 阿佐谷南 1丁目15番1号	—	地方公共 団体	社員2名 のうち1名	理事2名	基金拠出	基金	—	基金	(2,000,000)
							運営費負担	負担金	24,479,841	未払金	(3,746,781)

※期末残高の( )は貸方残高を表している。

### 6. 重要な後発事象

該当なし。

## 附属明細書

### 1. 基本財産及び特定資産の明細

該当なし。

### 2. 引当金の明細

該当なし。

# 財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金	普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 杉並区負担金管理口座	5,052,701
		普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 杉並区社会福祉協議会負担金管理口座	55,054
		普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 預り金管理口座	515,064
		定期預金 みずほ銀行 荻窪支店	基金 基金拠出額の管理口座	3,000,000
	立替金	監督135号相続財産管理人 申立手続費用立替金	監督135号相続財産管理人 申立手続費用立替金	7,578
	未収金	杉並区社会福祉協議会に 対する未収額	杉並区社会福祉協議会よ りの負担金精算に伴う追 加請求額	141,845
<b>流動資産合計</b>				<b>8,772,242</b>
<b>資産合計</b>				<b>8,772,242</b>
(流動負債)	未払金	杉並区に対する未払額	杉並区よりの負担金精算 に伴う還付未払額	3,746,781
	未払費用	事業者及び職員他に対す る未払額	事業費及び管理費の事業 年度末経費未払額	1,695,522
	預り金	職員他よりの預り額	職員他の源泉所得税及び 職員の社会保険料預り額	329,939
<b>流動負債合計</b>				<b>5,772,242</b>
<b>負債合計</b>				<b>5,772,242</b>
<b>正味財産</b>				<b>3,000,000</b>

# 監査報告書

公益社団法人 杉並区成年後見センター  
理事長 田山 輝明 様

令和5年4月25日  
公益社団法人 杉並区成年後見センター

監事 森脇 雅子



監事 松本 健樹



私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査意見

### （1）事業報告等の監査結果

- 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### （2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。



令和5年度

事業計画書  
収支予算書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

公益社団法人杉並区成年後見センター



令和5年度

# 事業計画書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月 31日

公益社団法人杉並区成年後見センター



# 令和5年度公益社団法人杉並区成年後見センター事業計画

## 1 基本的な考え方

厚生労働省の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が目標として掲げる「地域共生社会の実現」に向けた権利擁護支援の推進を図ることを目的として、次の基本方針のもと、成年後見制度の利用促進事業を遂行する。

### 【基本方針】

- (方針1) 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の確保・養成と活用を推進するほか、法人後見の充実等を図る。
- (方針2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として、関係機関との連携体制を強化し、成年後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報開示を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

なお、周知・普及活動については、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの変更に応じた感染対策に留意しながら、活動方法を様々工夫して進めていく。

また、区民が成年後見制度を正しく理解し、本人が制度の利用によるメリットを感じられるよう、杉並区及び杉並区社会福祉協議会と連携し、周知活動の充実を図るとともに、センターの機能や体制の強化について検討していく。

## 2 具体的事業計画

### 【公益目的事業】 成年後見制度利用推進事業

#### ◆ 成年後見制度の周知、普及及び啓発活動

##### (1) 一般区民向け講演会

成年後見制度の活用による権利擁護を推進するため、法人主催または他団体との協働により一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図る。

○法人主催の講演会 年2回

○他団体との協働実施による講演会 年1回

##### (2) 区民後見人等養成・支援事業

区民後見人等候補者名簿登録者に対し、後見人等候補者としての紹介から、後見人等受任後の監督までの一貫した支援を行う。

また、後見人受任までの待機期間中の支援として、フォローアップ研修を実施するとともに、事業支援員や法人後見支援員として活用する事業を行う。

○区民後見人フォローアップ研修 年2回

##### (3) 周知活動

パンフレット、ポスターやホームページなどの広報媒体を通じて、成年後見制度の仕組みや制度の利用促進の周知と法人事業の広報を行うとともに、地域団体等が主催する研修会や説明会への参加および協働実施を通じて、様々な周知活動を行う。

杉並区役所庁舎でのパネル展示を始めとした周知活動や、杉並区成年後見制度利用促進協議会メンバーを通じて、出張説明会や専門相談事業の案内を行う。

パネル展示等の周知活動の実施に際しては、事業支援員の活用を図る。

○パネル展示・催事での出展等 年2回

また、杉並区と協力し、区広報での定期的な周知活動などに取り組み、「くらしの便利帳」、「高齢者のしおり」、「障害福祉のしおり」等区が発行するパンフレット等に記事を掲載し、制度を周知する。

## ◆ 成年後見制度に関する相談及び利用支援

### (4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害者等とその家族からの権利擁護や成年後見制度に関する電話・来所相談に対応するほか、必要に応じて訪問での相談対応を実施する。相談業務においては、制度の概要説明に加え、申立てに関する手続きの説明を行う。

また、平日の相談が難しい方や複雑な課題を抱えている方に相談の機会を提供するため、専門職団体との共催により休日相談会を実施する。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な方に対しては、申立て手続き支援として、申立て書類の確認や、第三者後見人等候補者の紹介など、継続的な相談支援を行う。

また、既に後見人を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談に対しても、随時対応する。

さらに、制度利用開始前及び開始後における制度利用者やその家族のほか、後見人等や関係機関からの相談に的確に対応するため、専門職による相談事業の充実を図る。

○専門相談 月8回

### (5) 申立て費用、後見報酬助成事業

成年後見制度の利用が困難な方に対し、以下の助成事業を行う。

#### (申立て費用助成事業)

申立人の収入や預貯金等の資産が少ないため、申立て費用を負担することができない場合に、申立て手数料や鑑定費用を助成する事業

#### (後見報酬助成事業)

被後見人等の収入や預貯金等の資産が少ないため、後見人等への報酬を負担することが困難な場合に、被後見人等に対し、後見人等への報酬の全部又は一部を助成する事業

## ◆ 後見人サポート及び関係機関との連携強化

### (6) 親族後見人勉強会

東京家庭裁判所の最近の動向を含めた後見業務に関する法律知識、財産管理の手法や家裁への報告について専門家から学ぶため、親族後見人勉強会を開催する。また、勉強会の開催にあたっては、親族後見人同士が抱える疑問などを意見交換する交流の場として活用する。

○親族後見人勉強会 年1回

### (7) 関係機関との連携強化のための事業

国の「成年後見制度利用促進基本計画」に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担い、本人や関係者と専門職団体や関係機関とのコーディネートを行う。また、杉並区成年後見制度利用促進協議会の開催を通じて、専門職団体や関係機関が成年後見制度の利用者本人と本人を取り巻く支援チームに対し、本人の意思決定支援を行えるよう必要な連携強化を図るとともに、制度の周知・普及についても協議する。

また、区民の福祉と暮らしのサポート拠点であるウェルファーム杉並に所在する機関として、困難事例や高齢者虐待の対応等を行う杉並区在宅医療・生活支援センターや、障害者の相談支援の拠点であり、障害者虐待の対応も行う杉並区基幹相談支援センターとの連携をより一層強化し、サポート拠点としての機能を果たしていく。

さらに、杉並区社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業担当）との業務連絡会を毎月開催し、相談ケースについての課題共有に努め、両制度の適切な利用を推進していく。

## ◆ 法人後見事務

### (8) 法人後見事務

成年後見制度の利用を必要とする区民の事案の特性から、法人後見としての対応が必要な場合には、後見人を受任し後見事務を進める。

また、任意後見の法人後見受任に関しては、必要な受任基準や体制整備について引き続き検討していく。

## ◆ 委任契約による代理事務

### (9) 委任契約による代理事務

法人の任意後見に関する検討と併せて、移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について検討する。

## ◆ 後見監督事務

### (10) 後見監督事務

候補者推薦事案においては、区民後見人受任の可能性を検討し、区民後見人受任事案に関しては、家庭裁判所の選任のもと、法人後見監督人として区民後見人に対し適切な指導監督を行う。

## ◆ 区長申立て事務支援

### (11) 区長申立て事務支援

区長申立て事案においては「杉並区長の後見開始等の審判請求事務に関する協定」に基づき、杉並区長が迅速かつ適正に後見開始等の審判請求が行えるよう、関係機関と連携し必要な事務を行う。

## 【法人管理業務】

### (1) 公益法人運営

法令及び定款にしたがい、理事会や社員総会の開催など法人の機関運営を行うとともに、法定書類の作成・備置き・開示と書類の定期的提出などを通じた透明性の高い法人運営を行う。

また、法人運営の状況を踏まえ、定款及び諸規則等について、必要な見直しを行う。

収 支 予 算 書  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

単位：円

**I 一般正味財産増減の部**

**1. 経常増減の部**

**(1) 経常収益**

利用料等収入	2,395,000	法人後見報酬・後見監督報酬
受取利息	500	
負担金収入	39,282,469	杉並区 28,326,108 円、杉並社協 10,956,361 円
<b>経常収益計</b>	<b><u>41,677,969</u></b>	

**(2) 経常費用**

**① 事業費**

<b>① 事業費</b>	<b>33,654,818</b>	
給料手当	18,259,386	職員給料手当（事業従事割合）
法定福利費	3,944,544	職員法定福利費（事業従事割合）
福利厚生費	108,130	
その他の報酬	4,301,520	委員、法律専門職、専門相談員、実務研修報酬他
消耗品費	228,200	
事務用品費	133,000	
賃借料	1,847,400	サーバー・PC・UTM リース料、相談管理システム
保険料	149,000	
修繕費	99,680	
旅費交通費	180,000	
通信費	594,100	電話利用料他
支払手数料	174,300	
広告宣伝費	614,000	パンフレット等作成費用
研修費	50,000	
業務委託費	528,000	議事録作成（運営委員会）
分担金	590,962	
申立費用助成	1,822,190	成年後見制度利用助成事業他
雑費	30,406	

**② 管理費**

<b>② 管理費</b>	<b>8,023,151</b>	
役員報酬	1,070,000	役員報酬
給料手当	3,137,950	職員給料手当（法人管理業務従事割合）
法定福利費	1,871,954	職員法定福利費（法人管理業務従事割合）
福利厚生費	38,118	
その他報酬	459,000	法律専門職報酬
消耗品費	97,800	
事務用品費	57,000	
通信費	192,900	
賃借料	441,540	
修繕費	130,720	
支払手数料	140,900	
業務委託費	132,000	議事録作成（理事会）
分担金	253,269	

**経常費用計** **41,677,969**

**当期経常増減額** **0**

**当期一般正味財産増減額** **0**

## 収支予算書内訳表

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	成年後見制度利用推進事業			
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				
<b>1. 経常増減の部</b>				
<b>(1) 経常収益</b>				
利用料等収入	2,395,000			2,395,000
受取利息	500			500
負担金収入	31,259,318	8,023,151		39,282,469
<b>経常収益計</b>	<b>33,654,818</b>	<b>8,023,151</b>	<b>0</b>	<b>41,677,969</b>
<b>(2) 経常費用</b>				
<b>①事業費</b>	<b>33,654,818</b>	<b>0</b>		<b>33,654,818</b>
給料手当	18,259,386	0		18,259,386
法定福利費	3,944,544	0		3,944,544
福利厚生費	108,130	0		108,130
その他の報酬	4,301,520	0		4,301,520
消耗品費	228,200	0		228,200
事務用品費	133,000	0		133,000
賃借料	1,847,400	0		1,847,400
保険料	149,000	0		149,000
修繕費	99,680	0		99,680
旅費交通費	180,000	0		180,000
通信費	594,100	0		594,100
支払手数料	174,300	0		174,300
広告宣伝費	614,000	0		614,000
研修費	50,000	0		50,000
業務委託費	528,000	0		528,000
分担金	590,962	0		590,962
申立費用助成	1,822,190	0		1,822,190
雑費	30,406	0		30,406
<b>②管理費</b>	<b>0</b>	<b>8,023,151</b>		<b>8,023,151</b>
役員報酬	0	1,070,000		1,070,000
給料手当	0	3,137,950		3,137,950
法定福利費	0	1,871,954		1,871,954
福利厚生費	0	38,118		38,118
その他報酬	0	459,000		459,000
消耗品費	0	97,800		97,800
事務用品費	0	57,000		57,000
通信費	0	192,900		192,900
賃借料	0	441,540		441,540
修繕費	0	130,720		130,720
支払手数料	0	140,900		140,900
業務委託費	0	132,000		132,000
分担金	0	253,269		253,269
<b>経常費用計</b>	<b>33,654,818</b>	<b>8,023,151</b>	<b>0</b>	<b>41,677,969</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>